

第IX部

国際意匠登録出願

第IX部	1
第1章 意匠登録出願とみなされる国際出願	1
1. 概要	1
第2章 国際意匠登録出願に係る意匠の認定	1
1. 国際登録簿に記録された事項と意匠登録出願の願書又は図面に記載すべき事項との 対応関係	1
2. 物品等の部分について意匠登録を受けようとする国際意匠登録出願の取扱い	3
3. 国際意匠登録出願に係る意匠の認定	4
第3章 国際意匠登録出願における意匠ごとの出願	1
1. 意匠法第60条の6第2項の規定	1
2. 意匠ごとにされたものであるか否かの判断	1
第4章 国際意匠登録出願における意匠登録の要件	1
1. 新規性・創作非容易性	1
2. 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外	1
第5章 国際意匠登録出願における新規性の喪失の例外	1
1. 意匠法第60条の7の規定	1
2. 国際意匠登録出願の場合における意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるため の具体的な手続	1
第6章 国際意匠登録出願における組物の意匠	1
1. 組物の意匠と認められる要件	1
第7章 国際意匠登録出願における補正	1
1. 要旨の変更	1
第8章 国際意匠登録出願におけるパリ条約による優先権	1
1. 意匠法第60条の10の規定	1
2. パリ条約による優先権の主張の効果	1
3. パリ条約による優先権を主張するための手続	1
4. パリ条約による優先権の主張の効果が認められるための要件	2
関連規定	1